

# 学校法人高塚学園 認定こども園清水白百合幼稚園 重要事項説明書

## 1. 施設運営者

名 称	学校法人高塚学園
代表者氏名	理事長 高塚和子
所 在 地	静岡市清水区木の下町 312 番地
電 話 番 号	054-352-6428
法人設立年月日	昭和 44 年 4 月 15 日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営

## 2. 事業の目的、運営方針

事業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"><li>・乳幼児が健やかに育つ良い環境の場を提供することにより、地域の方々に役立つ施設でありたいと願う</li><li>・健康で誠実、かつ円満な人格と忍耐力のある子どもの育成と小学校生活に耐え得る体力を作り、基本的な躾を身につける事を目標としている</li></ul>
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"><li>① 乳幼児期に体験しなければならない生活を基礎とする</li><li>② 乳児期における生活リズムを保障し、幼児は集団生活の中で人としての関わりを大切にするとともに、異年齢混合クラスの中で共に育ち合う個性を尊重する</li><li>③ 一人ひとりの感性を培える環境を重視し、心身ともに安定した遊びを楽しみながら友達と協力する喜びを味わう事を目的としている</li><li>④ 遊びを通して育つ5つの力を身につけるよう心掛けている人の話を聞く力、集中力、ルールを守る、より良い人間関係、豊かな感性</li></ul>

## 3. 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園	
施 設 の 名 称	認定こども園 清水白百合幼稚園	
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日	
施 設 の 所 在 地	静岡市清水区木の下町 312 番地	
連 絡 先	電話番号 054-352-6428 F A X 054-352-0054	
事 業 所 番 号	0 0 3 2 5 4	
管 理 者	園長 高塚匡宏	
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童【1号】	75 人
	満 3 歳以上の児童【2号】	60 人
	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【3号】	30 人
	満 1 歳未満の児童【3号】	6 人
	※ 上記定員設定があるため、年度途中の認定申請の変更には人数制限があることをご承知下さい	
職 員 数	47 人（業務委託した栄養士と調理師、清掃員を含む）	

嘱託医	わたなべ小児科クリニック 渡邊剛史 TEL 054-344-2406 音羽歯科クリニック 山田雅寛 TEL 054-251-3011
-----	---

#### 4. 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで（土曜日の保育利用条件として2号児、3号児保護者の土曜日就労の証明書提出がある場合とする。 また3号児0歳児は満1歳児半からとする。） ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。また新年度準備のため3月28日～31日は休園。 なお、教育標準時間認定（1号認定）こどもについては、以下についても基本的に休園とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業 7月19日から8月31日まで（但し夏季保育3日間は除く）</li> <li>・冬季休業 12月20日から1月6日まで</li> <li>・春季休業 3月20日から3月31日まで</li> </ul>	
	教育標準時間認定 午前8時30分から午後2時まで ※ 午後2時から午後6時までの範囲内で延長保育を実施（利用者数に制限があります）	
教育・保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を実施

#### 5. 施設・設備等の概要

敷地	面積	3902.56 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄骨造2階建2棟（乳児棟は鉄骨造平家建1棟）	
	延床面積	2321.98 m <sup>2</sup>	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	10室	548.88 m <sup>2</sup>
	遊戯室	1室	221.73 m <sup>2</sup>
	図書室	1室	52.77 m <sup>2</sup>
	職員室	1室	58.79 m <sup>2</sup>
	乳児保育室	3室	112.36 m <sup>2</sup>
	給食室	1室	36.28 m <sup>2</sup>
	その他		1139.20 m <sup>2</sup>

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

## 6. 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
理事長兼副園長	1人	保育教諭		
園長	1人	〃		
教頭	1人	〃		
主幹保育教諭	1人	〃		
主任保育教諭	1人	〃		
保育教諭	21人	〃	6人	保育教諭
保育教諭・看護師			1人	保育教諭・看護師
事務員	1人	—	1人	—
用務員・保育補助	1人	—		—
バス運転士			2人	大型自動車運転免許
委託調理師	1人	栄養士・調理師	5人	調理師

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7. 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

### （1）教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

### （2）毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育の簡単なスケジュールは、下記のとおり。

7:30 開所（2号、3号児の登園）

8:30 1号児の登園

↓ 日中は戸外遊び、室内遊びや課業

12:00 昼食（食後、3号児は午睡）

13:00 2号児の年少児と年中児は、ぐり・ぐらの個々のルームへ移動・午睡

14:00 2号児の年長児はぐるんぱルームへ移動

1号児降園（2号、3号児は室内遊び、おやつタイム、戸外遊びへ）

18:30 までに個々に順次降園（閉所）

### （3）食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい和食を中心とした給食を目指しています。旬の食材、地産地消を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。除去品につきましては、ご家庭よりご持参する対応をお願い致します。

#### (4) 健康診断

##### ① 健康診断（内科健診・歯科健診）

年2回、嘱託医が健診します。結果については、追ってお知らせします。

##### ② 身体測定

乳児は毎月1回、幼児は学期毎に身長、体重測定を行います。

##### ③ 視力検査

幼児は年1回、簡易視力検査を行います。

#### (5) その他（子育て支援事業の実施）親子登園

しろくまちゃん（2歳児対象）：年に1・2回実施予定

うさこちゃん（1歳児対象）：年に4回実施予定

静岡市私立幼稚園連合会主催子育て広場 ウィーク：年に2回実施予定

### 8. 利用料金

#### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた静岡市が定める保育料をお支払いいただきます。それらの応能負担以外にも納付金通知書（別紙）に記載された加算料を納めていただきます。

	徒歩・直接通園児	バス通園児
1号児	(3歳)13,485円 (4歳)13,550円 (5歳)13,605円	3,000円加算
2号児	(3歳)15,185円 (4歳)15,250円 (5歳)15,305円	3,000円加算
3号児	(0歳)15,928円 (1歳)16,506円 (2歳)16,575円	—

#### (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
教育環境充実費	全園児	入園(入所)する当初月	35,000円
被服費	新入児・転入児	購入するものによる	約30,000円
父母の会費	幼児	月額	500円
〃	乳児	月額	300円
遠足代(交通費)	幼児	目的地による	
幼児保険代	全園児	日本スポーツ振興センター	220円

#### (3) 一時預かり、延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定	午前7時30分から8時30分まで	日額250円
	午後2時から午後6時まで	日額1,000円
	長期休業中(午前8時30分から午後3時まで)	日額2,250円
保育短時間認定	午前7時30分から午前8時30分まで	日額250円
	午後4時30分から午後6時30分まで	日額500円
標準時間・短時間共通	午後6時30分以降は10分ごと	500円

※ 人数制限により利用できない場合がある事をご承知願います。

### 9. 支払方法

当園指定金融機関[清水銀行]の口座振替払(引落し日:毎月10日)でお願い致します。

口座に残高不足が生じた場合には、速やかに職員室まで持参願います。

## 10. 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 11. 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、近隣の病院へ向かうなどの必要な措置を講じます。

## 12. 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険の種類	全日本私立幼稚園連合会 園児団体傷害補償プラン
保険の内容	園児が急激、偶然、外来の事故により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

## 13. 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：清水消防署、日本平消防署 届出日：平成 27 年 10 月 1 日 防災管理者：園長 高塚匡宏
防災設備	自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震、津波を想定した避難訓練、又は消火訓練を月 1 回実施

## 14. 虐待の防止のための処置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 高塚匡宏
-------------	---------

## 15. 要望・苦情に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。

解決責任者	園長 高塚匡宏
受付担当者	教頭 青木一恵
第三者委員	寿司の村田屋 店主 村田信介 054-353-7874
	元教職員 佐藤弥生 054-365-2958
受付方法	文書、電話及び面談等により受付致します

## 16. 子育てカウンセリング相談窓口

本園は、静岡県私立幼稚園振興協会に加盟している私立認定こども園ですので主催の振興協会に委託された臨床心理士カウンセラーとの面談が可能となります。希望者は直接幼稚園まで連絡をお願いします。

以上、教育・保育の提供を開始するに当たり本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：学校法人高塚学園 認定こども園清水白百合幼稚園 園長 高塚匡宏 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明をうけ、同意します。

※ 提出日と署名、捺印をして頂き、この頁をご提出願います。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

園児との続柄：

園児氏名：